

ドローンロボット技術サービス産業創出補助金Q&A

1. 補助金(全体)について

Q1-1

補助金の募集案内等は配布しているのか。

A1-1

ご案内や各様式等については、公益財団法人名古屋産業振興公社公式ウェブサイトの以下のページからダウンロードしてください。

<公益財団法人名古屋産業振興公社公式ウェブサイト

ドローンロボット技術サービス産業創出補助金ページ>

<https://www.nipc.or.jp/kougyou/drone/index.html>

※公益財団法人名古屋産業振興公社のトップページからは、以下の順にクリックしてください。

【技術課題を解決したい(工業技術振興部)】

→【募集・お知らせ「ドローンロボット技術サービス産業創出補助金の申請の受け付けについて」】または【その他「ドローンロボット技術サービス産業創出補助金」】

→【「ドローンロボット技術サービス産業創出補助金のご案内」】

Q1-2

補助金全体の流れ(申請から補助金受給まで)はどうなっているのか。

A1-2

・補助金の交付を希望される方は、所定の様式で交付申請書、企業概要書、事業計画書等を作成し、必要な書類を準備し、応募(交付の申請)をします。

・申請書類をもとに、事業内容を審査し、補助金の交付対象とする事業については、公社が交付決定通知(採択通知)を送付します。

・補助事業が交付の決定(採択)された方は、交付の決定通知の日以降から補助事業期間の末日までに事業計画書にしたがい事業を行い、必要な経費の全ての支払いを済ませ、事業を完了していただきます。

・事業完了後、実績報告を行っていただき、検査確認の後、補助金を交付します。

※補助金のご案内[手続きの流れ](#)をご確認ください。

Q1-3

応募すれば、必ず補助金が交付されるのか。

A1-3

事業内容を審査し、補助金の交付対象とする事業については、公社が交付決定通知(採択通知)を送付します。

審査の着眼点は、事業計画の事業性・安定性・将来性です。

したがって、応募(交付の申請)していただいても、不採択(不交付の決定)になる場合もあります。

※ 審査結果(交付の決定(採択)か不交付の決定(不採択))については、全員に通知します。

Q1-4

今回の補助金は先着順か。

A1-4

先着順ではありません。受付期間内に交付の申請手続きをしてください。

Q1-5

交付される事業者は何件か。

A1-5

導入を希望されるドローンロボットの価格にもよりますが、予算上最小 3 件を想定しています。しかしながら、審査の結果によって件数は変動します。

2. 補助対象者について

Q2-1

個人は対象になるのか。

A2-1

本事業はデジタル田園都市国家構想推進交付金の対象事業として内閣府に採択されたものです。

採択に際し、個人(個人事業主)に対する補助を対象とできない旨、指示があったことから、個人は補助対象となりません。

本補助金の対象については、以下のとおりです。

＜対象となる方＞

○ 新たにドローンを導入して業務用施設の点検・調査に取り組む名古屋市内(以下、「市内」という。)の中小企業者を対象としています。

(補助事業者)

- ・中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし会社のみが該当し、個人を含まない。)であること。
- ・国、地方公共団体から、出資出捐を受けている法人でないこと。
- ・みなし大企業でないこと。
- ・本店所在地が市内、かつ、市内に事業所があること。
- ・営利を目的とした事業を営むものであること。
- ・市税を滞納していないこと
- ・事業の実態が確認できること。
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。
- ・政治・宗教団体でないこと。
- ・公序良俗に反する事業を営んでいないこと。

Q2-2

一般社団法人や一般財団法人は、対象となるのか。

A2-2

今回の補助金は、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者。ただし会社のみが該当し、個人を含まない。を対象としています。

したがって、一般社団法人や一般財団法人は対象外です。

他にも、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合(LLP)、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人、及び任意のグループは対象外です。

Q2-3

業種に制限はあるのか。

A2-3

公序良俗に反するものや公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の対象となる事業など)でない限り、業種・業態に制限はありません。

ただし、事業計画の事業性・安定性・将来性の観点から事業内容を審査し、補助金の交付の決定を行います。

Q2-4

補助事業期間の末日までに事業が完了しなかった場合には補助金は支払われないのか。

A2-4

補助事業期間の末日までに事業を完了することは、補助要件です。

したがって、補助事業期間の末日までに完了しなかった場合には、補助金は支払われません。

Q2-5

法人で、現在の本社所在地は市外であるが、市内に移せば応募できるのか。

A2-5

応募(交付の申請)時点で、本店として登記されている住所地が市内であれば応募可能です。

Q2-6

同一事業で同一期間内に本補助金と国の補助金の両方を利用してもよいか。

A2-6

補助事業が他の補助金の交付対象となっていないことが補助要件です。

したがって、応募(交付の申請)いただいても補助要件を満たさないため、補助金受給していただくことができません。

Q2-7

合同会社は、対象となるのか。

A2-7

今回の補助金は、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者。ただし会社のみが該当し、個人を含まない。を対象としています。

中小企業基本法上の「会社」の定義は、会社法上の会社を指すものと解しており、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいうとされていることから、合同会社は対象となります。

また、有限会社は株式会社扱い(特例有限会社)になりますので対象です。

3. スケジュールについて

Q3-1

事業の着手はいつからとすればよいか。

A3-1

事業の着手(契約、履行、支払い)は、本補助金の交付の決定通知を受けてから行ってください。

Q3-2

補助金の応募(交付の申請)受付期間は。

A3-2

受付期間は、令和 4 年 7 月 15 日(金)から 8 月 31 日(水)までです。

申請方法は、Q5-1をご確認ください。

《ご注意ください》

郵送の場合は受付期間最終日の令和 4 年 8 月 31 日(水)消印有効です。

Q3-3

補助金の交付決定通知(採択)は、いつごろか。

A3-3

9月下旬に発送を予定しています。

なお、審査結果(交付の決定及び不交付の決定)については、交付の申請(応募)をした全ての補助事業者にも文書で通知します。

Q3-4

補助金はいつごろ支払われるのか。

A3-4

補助金交付は、令和5年3月を予定しています。

なお、補助金交付には、実績報告書類の提出後、補助金交付まで期間を要しますので、資金繰り等は十分な余裕を持って計画してください。

4. 補助対象経費について

Q4-1

ドローンロボット導入事業の補助要件は。

A4-1

補助要件は、

○導入するドローンロボット(ドローン本体、測定機器(カメラ等)、操作・制御機器(ソフトウェアを含む)等)について

- ・補助対象経費の合計が90万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)
- ・ドローン本体に該当する機器が補助対象経費に含まれていること。
- ・機器は、中古品又はリース契約に基づくものでないこと。
- ・機器は、複数の事業者で共同所有するものでないこと。

○事業計画について

- ・ドローンの導入により新事業展開又は労働生産性向上が図られる具体的な計画があること。
- ・交付の決定の後から令和6年2月末日までにドローン操縦者育成事業を実施する計画があること。
- ・交付の決定の後から令和7年2月末日までにドローン民間施設点検事業を実施する計画があること。

○その他

- ・導入に当たり、必要な法令が守られていること。
- ・補助事業の交付の決定の後に契約し、令和5年2月末日までに履行するものであり、かつ令和5年2月末日までに全ての支払いが完了したものであること。
- ・補助事業が他の補助金の交付対象となっていないこと。 等

Q4-2

1社で複数機のドローン本体を補助対象経費としてもよいか。

A4-2

1機に比べて複数機導入することで労働生産性がどのようにより向上するのか、説明が必要です(本体も周辺機器も含めて、全て事業計画書での説明が必要)。

Q4-3

すでにドローンを持っていて、新たに導入するのも申請できるのか。

A4-3

交付の申請は可能です。新たな導入機をどのように用いて、新事業の展開又は労働生産性がどのように向上するかの説明が必要です。

Q4-4

操縦・解析専用のPC・タブレット端末・データ通信専用 WiFi や操縦・解析・セキュリティソフトは、補助対象経費になるか。

A4-4

補助対象経費となります。

ただし、操作機器として汎用性のあるタブレット端末等は、操作機器・解析機器として一式で購入する場合に補助対象経費として認めますが、単独での購入、複数台の購入の場合は認められません。

ドローン本体 1 機につき 1 台 10 万円までの操作機器を補助対象経費として認めます。また、ソフトウェアについては、一括での購入やライセンス購入したうえでの更新料は補助対象経費として認めますが、サブスクリプション形式等の定期課金でのサービス利用は補助対象経費として認められません。

Q4-5

ドローン操縦者育成事業とは。

A4-5

導入したドローンを用いて点検・調査する操縦者を育成するために、技能認証を受けるための講習の受講料等必要な経費について、補助率 3/4、1 人あたり 30 万円を限度に補助します。

Q4-6

ドローン操縦者育成事業の補助要件は。

A4-6

補助要件は、

- ・国土交通省航空局に登録された無人航空機の操縦者に対する講習団体において技能認証等を受けるものであること。
- ・講習を受ける者は、補助事業者の代表者、常勤役員の身分を有する者又は雇用保険の被保険者となっている従業員であること。
- ・名古屋市が指定する施設において実地訓練をする場合、補助事業において新たに技能認証を受けた者が行うものであること。
- ・補助事業は、交付の決定の後に契約し、令和 5 年 2 月末日までに履行するものであり、かつ令和 5 年 2 月末日までに全ての支払いが完了したものであること。
- ・補助事業が他の補助金の交付対象となっていないこと。 等

(補助対象経費)

- ・技能認証を受けるための受講料。

Q4-7

受講料以外に補助対象経費になるものはあるか。

A4-7

補助事業者が、本市の施設において実施訓練する際に必要となる費用を想定しておりますが、具体的には、航空法により申請が必要になる場合の申請手続費用(※)、当日の保険費用等が該当します。

※ 許可承認申請については、航空局に納付する手数料は不要。

Q4-8

ドローン民間施設点検事業の補助要件は。

A4-8

導入したドローンを用いて、市内に所在する民間事業者の事業所を点検・調査するために必要な費用について、補助率 3/4、1 棟あたり 50 万円を限度に補助します。

補助要件は、

- ・補助事業者が所有する事業所以外の名古屋市内に所在する民間事業者の事業所であること。
- ・点検・調査に当たり、必要な法令が守られていること。
- ・技能認証を受けた者が、ドローンを操縦するものであること。
- ・点検・調査に対する対価を受け取らないこと。
- ・補助事業は、交付の決定の後から、令和 5 年 2 月末日までに履行するものであり、かつ令和 5 年 2 月末日までに全ての支払いが完了したものであること。
- ・補助事業が他の補助金の交付対象となっていないこと。 等

(補助対象経費)

- ・事前調査費
- ・周辺住民に対する説明・周知に要する費用
- ・操縦者及び補助者人件費(日当)
- ・点検・調査のためのドローン飛行申請手続費用
- ・調査報告書作成費
- ・保険料 等

Q4-9

業務用施設の点検・調査とは。

A4-9

- ・業務用施設については、事務所や工場などの建築物を始め、鉄塔、ソーラーパネル等の設備も対象とします。また、必ずしも完成した施設の点検・調査である必要はなく、施設整備のための事前調査等も対象です。
- ・点検・調査とは、建物改修工事の事前調査、法定点検を始め、土地の測量、工事の施工管理や施設・設備の巡回点検等を対象とします。

Q4-10

自社設備の点検・調査は補助対象になるのか。

A4-10

点検・調査の対象となるのは、補助事業者が所有する事業所以外の市内に所在する民間事業者の事業所であり、新たなサービスの創出とは言い難いため、今回の補助対象とはなりません。

Q4-11

民間施設はどこを想定しているのか。

A4-11

令和4年度は、申請時に補助事業者が事業計画を提出していただく中で具体的に示していただきますが、外壁点検等が実施できる建物を想定しています。

Q4-12

水中ドローンは、導入するドローンロボットとして対象になるか。

A4-12

本補助金では、航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機をドローンとして定義しており、水中ドローンは対象となりません。

5. 手続き・審査・採択について

Q5-1

交付の申請方法は。

A5-1

提出書類をご準備いただき、①又は②の方法でご申請ください。

- ①提出書類をPDFファイルにして下記の申請受付メールアドレスまで送信
- ②提出書類を下記の申請受付郵送先まで郵送

※ 提出書類や申請受付先等の詳細は、公益財団法人名古屋産業振興公社公式ウェブサイトの以下のページからご確認ください。

<公益財団法人名古屋産業振興公社公式ウェブサイト

ドローンロボット技術サービス産業創出補助金ページ>

<https://www.nipc.or.jp/kougyou/drone/index.html>

Q5-2

申請受付先で申請書の書き方などを教えてください。

A5-2

補助金の申請に関するお問い合わせは受け付けますが、申請書類の書き方の指導は行っておりません。

事業計画の作り方や申請のサポートについては、名古屋市新事業支援センター等公的な経営支援窓口にご相談ください。

Q5-3

どのような点が審査されるのですか。

A5-3

本Q&Aに記載しておりますが、事業計画の「事業性・安定性・将来性」の観点で審査を行います。提出書類、特に事業計画書については、この観点到留意して記載してください。

Q5-4

不交付の決定(不採択)でも通知は来ますか。

A5-4

審査結果(交付の決定(採択)か不交付の決定(不採択))については、全員に文書で通知します。

Q5-5

補助事業完了後、補助金の交付を受けるまでの手続きは。

A5-5

補助事業者は、補助事業完了後、令和5年2月末日までに実績報告を行う必要があります。当会社において、補助事業者が実施した事業内容の検査と補助対象経費の内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金交付を行います。

補助金交付は、令和5年3月を予定しています。

なお、補助金交付には、実績報告書類の提出後、補助金交付まで期間を要しますので、資金繰り等は十分な余裕を持って計画してください。

Q5-6

交付の申請に提出する書類を作成しているが、所定の様式の入力スペースに書ききれない。資料を添付することは可能か。

A5-6

スペースや行が不足する場合は、様式のスペースを拡げたり、行を追加してください。また、様式への記載内容を補足する説明資料を添付することも可能ですが、多数の申請が予想されるため、審査に支障をきたさないよう、添付する資料は、膨大にならないように明瞭かつ簡潔にわかりやすく記載してください。